

2018 年度年末手当妥結に関する中央執行委員会見解

当社は今期の通期業績予想を「増収を見込む一方で、費用の増加が見込まれる」として「増収減益」を計画しています。2018 年度上半期は概ね計画通りの「増収減益」であったものの、J R 労働者の努力により「第 2 四半期決算」では営業収益を 1 兆 632 億円と対前年 100.7%と過去最高としたほか、すべての利益で 4 月の計画を上回る成果を生みだしてきました。

東日本ユニオンは、費用の増加を収益で相殺しようと努力した J R 労働者に対する応分の成果配分を求め、2018 年度年末手当について「基準内賃金の 3.6 ヶ月分の支払い」「55 歳以上の社員に一律 5 万円の加算」「グリーンスタッフの精勤手当に一律 5 万円の加算」を要求する申第 9 号を 10 月 19 日、経営側に提出しました。

11 月 1 日より開始した団体交渉では、業績動向や経済動向に関する労使双方の主張を踏まえ、組合側は「過去最高の営業収益を生みだした労苦に対し、満額回答で応えるべき」「減益は安全や将来の収益に備えた先行投資による結果であり、マイナス要素ではない」とする主張を展開しました。対する経営側は「過去最高の営業収益を実現した社員の努力には感謝する」と述べたものの「燃料費上昇による物件費の増加やエルダー制度変更による人件費の増加により、費用が大幅に増加している」「当社は固定費の割合が高いため、今まで以上に徹底したコスト管理が求められる」とのネガティブな主張を展開しました。

11 月 14 日に経営側より示された回答は「基準額は基準内賃金の 3.18 ヶ月分」「55 歳以上の社員およびグリーンスタッフへの加算は行わない」という承服しかねるものでした。組合側は回答を持ち返るとともに直ちに中央執行委員会を開催し、対応を協議しました。

中央執行委員会では「営業収益が右肩上がりであるにも関わらず、4 期連続の 3.18 ヶ月は J R 労働者の努力に応える回答ではない」旨を確認する一方で「成果に対する経営側の謝意がこれまでより一歩踏み込んでいる」「月数プラス額とする回答としていない」「支払い日に関する認識が一致している」ことから「悔しさを次の取り組みにつなげる」との確認を踏まえて「妥結」の判断を行い、11 月 15 日、経営側にその旨の通告を行いました。

今 2018 年度年末手当の取り組みでは J R 労働者の力の結集を通して要求を勝ちとるために、労働組合に所属しない社員との連携はもとより、5 つの労働組合に対しても連帯・共闘を呼びかけ、各職場からも情報・宣伝活動、総決起集会、総対話集会の開催など創造的に運動をつくりだしてきました。その取り組みの過程では東京、新潟、長野地本で組織拡大を実現するという大きな成果もありました。しかし、すべての J R 労働者の力を東日本ユニオンに集中させなくては、要求実現は成し得ません。

私たちは今年末手当の取り組みにおける悔しさや怒りを「エルダー社員基本賃金改善」の取り組み、さらには「2019 年度賃金改善」の取り組みにつなげ、すべての J R 労働者とともに要求を実現するために、すべての職場において J R 労働者の東日本ユニオンへの結集をめざします。その最先頭に中央本部が立つ決意を明らかにして、2018 年度年末手当妥結に関する見解とします。

2018 年 11 月 15 日
J R 東日本労働組合
中央執行委員会